

○ニセコ町都市計画審議会条例

平成20年10月1日条例第25号

改正 令和3年3月23日条例第2号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77の2第1項の規定に基づき、本町の都市計画行政の円滑な運営を図るため、ニセコ町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ都市計画に関する諸般の事項を調査審議し、これらに関し町長に答申する。

2 審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数の範囲内で町長が任命する。

(1) ニセコ町議会議員 2人

(2) 学識経験のある者 4人

(3) 関係行政機関の職員及び町民 若干人

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、公職により任命された委員の任期は、その在職期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。

4 臨時委員は、特別の事項に関する調査及び審議が終了したとき、専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、学識経験のある者として任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを決める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市建設課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日条例第2号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。